平成２５年（フ）第２３９号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目５番地の１　Ｄ３―302
債務者　竹内　順也
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６号
大阪府門真市上野口町55番２－１号
債務者　木田建装こと　木田　宣男
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６号
大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―304号
債務者　長江　哲夫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瓜生　嘉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８号
フランス共和国　16　ルウエ　ヘンリー　バーブッス　94340　ジョアンビル　ル　ポン、住民票上の住所大阪市西成区南津守４丁目１番92―405号
債務者　新井洋子こと　朴　　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀村佳奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５号
大阪府寝屋川市池田３丁目４番23号
債務者　前川　登洋
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２号
大阪市港区池島２丁目４番36―715号
債務者　才下　克昌
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７号
福岡県春日市弥生３丁目70番地
債務者　小林　友喜
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松坂　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８９号
福岡市南区和田１丁目４番１―102号、前住所福岡市南区柳河内２丁目５番30―305号
債務者　橋本　和子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１７号
福岡市東区筥松２丁目10番24号
債務者　井本　克也
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８３号
福岡市早良区城西１丁目８番47―702号
債務者　高嶋　知明
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　晃一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４００号
福岡市城南区樋井川４丁目22番12号
債務者　木村　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１２号
仙台市太白区金剛沢３丁目９番20号
債務者　佐藤　　貢
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
札幌市西区西野６条２丁目８番13号　ツインポイントＡ―102号
債務者　三浦　勝憲
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　陽行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田510番地の２
債務者　石垣　静子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８３３号
さいたま市大宮区天沼町２丁目999番地７　三笠ハイツ101
債務者　三浦智亜希
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
埼玉県朝霞市栄町５丁目７番４号
債務者　長谷　吉男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
さいたま市大宮区寿能町２丁目195番地１　寿能団地８―606
債務者　諸田　榮二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係